

個人情報保護制度の見直し（令和3年改正）について

● 概要

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律の一部改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が公布され、地方公共団体に関する規律の規定については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（令和5年4月1日）とされました。

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、団体ごとの規定や運用の相違がデータ流通の支障となりうることなど、いわゆる「2000個問題」が指摘されてきました。

そこで今回の改正により、個人情報保護法（対象：民間事業者）、行政機関個人情報保護法（対象：国の行政機関）及び独立行政法人等個人情報保護法（対象：独立行政法人等）の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、定義や概念については民間事業者に対する規律に統一化しつつ、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することで、これまで別個の法令による規律により生じていた旧法制の不均衡・不具合が是正されることになりました。

その上で、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を定めることが許容されています。

● 目的

「デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする（個人情報保護法第1条）」とされています。

※「個人情報の有用性」とは、社会一般からは是認され得る個人情報の利用によってもたらされる利益全般。

※「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いの態様いかんによって侵害されるおそれのある「個人の人格的、財産的な権利利益」（個人情報保護基本法制に関する大綱（平成12年））全般。

(個人情報等をめぐる状況)

近年、AI、IoT、クラウドサービスや5G等のデジタル技術の飛躍的な進展により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析等が容易かつ高度化しています。このようなデータや技術が官民や地域の枠又は国境を越えて利活用されることにより、官民双方のサービスの向上や、地域の活性化、新産業・新サービスの創出、国際競争力の強化や我が国発のイノベーション創出が図られることが一層期待されています。

また、新型コロナウイルス感染症対応に伴う新しい生活様式の進展と相まって、地域、国境や老若男女問わず、様々な個人や業種・業態の事業者等がデジタル社会に参画し、生命、身体、財産といった、人や組織の具体的な権利利益に直接関わるデータが、量的にも質的にも、これまで以上に生成・流通・蓄積・共有等されています。

特に、個人に関する情報については、高度なデジタル技術を用いた方法により、個人の利益のみならず公益のために活用することが可能となっており、その利用価値は高いとされ、従前にもまして、幅広く取り扱われるようになってきています。その中で、個人情報及びプライバシーという概念が世の中に広く認識されるとともに、政策や事業活動等においても、データ倫理や人間中心のAIという考え方や、プライバシーガバナンスの構築、プライバシー強化技術(PET)の開発や実装が広まっています。

これに対し、顔識別・認証技術、AI等の高度なデジタル技術を活用して行われる個人の行動、政治的立場、経済状況、趣味・嗜好等に関する高精度な推定(いわゆるプロファイリング)、さらには、大量の個人情報等を取り扱う民間事業者等の出現等が認められるところであり、ひとたび個人情報等の不適正な利用等に及んだ場合には個人の権利利益に対する大きな侵害につながるリスクが高まっています。そして、自分の個人情報等が悪用されるのではないかと、これまで以上に十分な注意を払って取り扱ってほしいなどの個人の不安感が引き続き高まっています。

加えて、経済・社会活動のグローバル化等に伴い、個人情報等を含むデータの国境を越えた流通が増えており、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念や地政学的緊張等が世界的に顕在化してきています。その中であって、データがもたらす価値を最大限引き出すには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により信頼を維持・構築し、国境を越えた自由なデータ流通を促進することが一層求められています。

(個人情報の保護と有用性への配慮)

個人情報保護法は、デジタル社会の進展に伴い個人情報等の利用が拡大している中で、法第3条の基本理念に則し、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的としています。他方、デジタル技術の活用による個人情報等の多様な利用が、個人のニーズの的確な反映や迅速なサービス等の提供を実現し、政策や事業活動等の面でも、国民生活の面でも欠かせないものとなっていることに配慮している

ところであります。

個人情報の保護と有用性に関するこの法の考え方は、各主体における実際の個人情報等の取扱いにおいても、十分に踏まえる必要があり、個人情報の保護に関する施策を推進するに当たっては、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められています。

● 条例との関係

今回の改正法は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としています。

こうした趣旨を踏まえて、法においては、条例で定めることが想定される次の事項について、委任規定が設けられています。

- ・ 開示等請求における手数料（法第 89 条第 2 項）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第 119 条第 3 項及び第 4 項）

また、条例による独自の保護措置に関する規定である法第 60 条第 5 項（条例要配慮個人情報）を含む次の規定において、一定の事項について条例で定めることが許容されています。

- ・ 「条例要配慮個人情報」の内容（同項）
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第 75 条第 5 項）
- ・ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）
- ・ 開示請求等の手続（法第 107 条第 2 項及び第 108 条）
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第 129 条）

一方、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されていません。

ただし、単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられます。

また、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした改正法の趣旨に照らし、許容されないとされています。

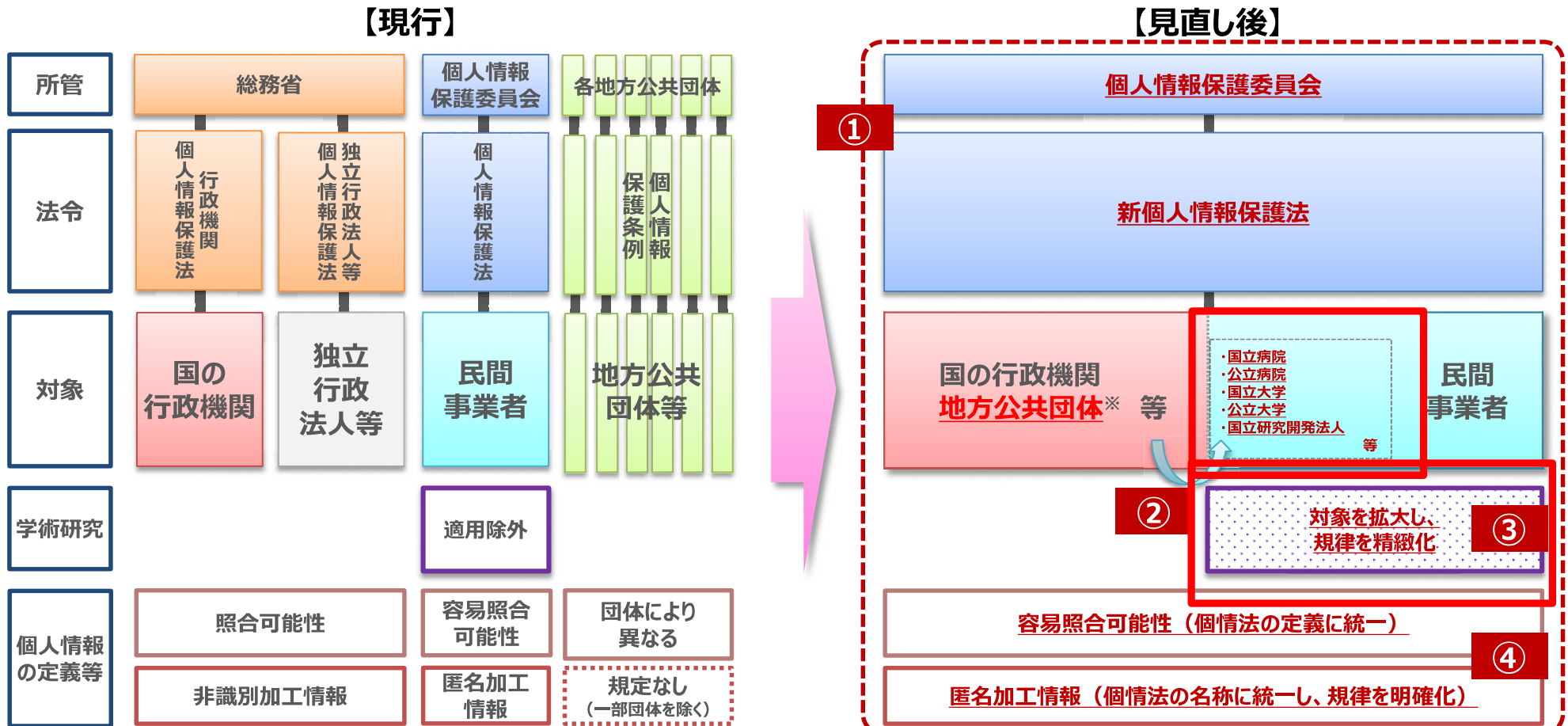
資料 2

現行町条例と新個人情報保護法との比較

事項	町条例	新法	新法への対応
個人情報の定義 (死者に関する情報)	個人に関する情報であって～ (死者を含む) (条例第2条第1項第1号)	<u>生存する</u> 個人に関する情報であって～ (死者を含まない) (法第2条第1項)	死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない。
個人情報の定義 (容易照合可能性)	他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。 (条例第2条第1項第1号)	他の情報と <u>容易</u> に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。 (法第2条第1項)	「容易か、容易ではないか」の判断は、町が個々の事例ごとに判断するもの。 通常の事務や業務における一般的な方法で他の情報と照合することができる状態を「容易」という。 一方で、例えば他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって、照合が困難な状態は「容易ではない」状態と考えられる。
議会	地方公共団体の機関に議会も含まれる (条例第2条第1項第6号)	地方公共団体の機関に議会は <u>含まれない</u> (法第2条第11項第2号)	国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないもの。
収集制限 (要配慮個人情報・センシティブ情報)	要配慮個人情報の収集制限の規定を設けている (条例第5条第3項)	要配慮個人情報の収集制限の規定を <u>設けていない</u>	
本人からの直接取得に限定する規定	本人から取得の原則規定を設けている (条例第5条第4項)	本人から取得の原則規定を <u>設けていない</u>	
オンライン結合に特別の制限を設ける規定	オンライン結合の原則禁止の規定を設けている (条例第7条)	オンライン結合の原則禁止の規定を <u>設けていない</u>	
条例要配慮個人情報	要配慮個人情報については、新法と同じ内容であり、条例で町独自に定めている事項はない	「条例要配慮個人情報」とは、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう (法第60条第5項)	新法の第2条第2項第3号の「要配慮個人情報」に加えて、地方公共団体が条例で定めることができる
不要となった個人情報の破棄・消去の規定	保有する必要がなくなった個人情報を適正かつ確実な方法により速やかに消去しなければならない (条例第9条第3項)	消去しなければならないという規定を <u>設けていない</u>	
開示請求権 (任意代理人)	本人の委任による代理人は、本人に代わって <u>当該本人の特定個人情報に係る</u> 開示請求をすることができる (条例第13条第4項)	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる (法第76条第2項)	本人の委任による代理人 (任意代理人) が特定個人情報以外の個人情報についても開示請求を行うことができることとなる。
開示決定期限	①15日以内に決定 ②15日以内に決定できない場合の延長期間：請求書が提出された日から60日を限度として延長が可能 (条例第18条第1項・第2項)	① <u>30日以内</u> に決定 ②30日以内に決定できない場合の延長期間： <u>①に加えて30日以内</u> に限り延長が可能 (法第83条)	①については、30日以内の日数を条例で定めることは可能。ただし、②延長期間については、①の日数に加えて30日以内に限り延長が可能であるため、現行条例の運用を継続する場合は、①15日②30日となり、延長期間は、請求書が提出された日から45日が限度となる。
開示等請求における手数料	資料作成にかかる実費を徴収 (条例第21条)	実費の範囲内において条例により定めるもの (法第89条)	現行条例の内容をそのまま運用することができる

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうる
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

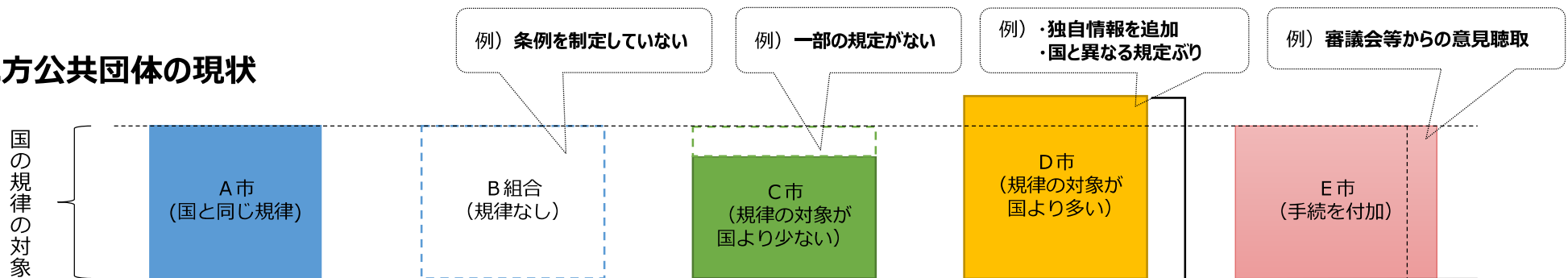
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

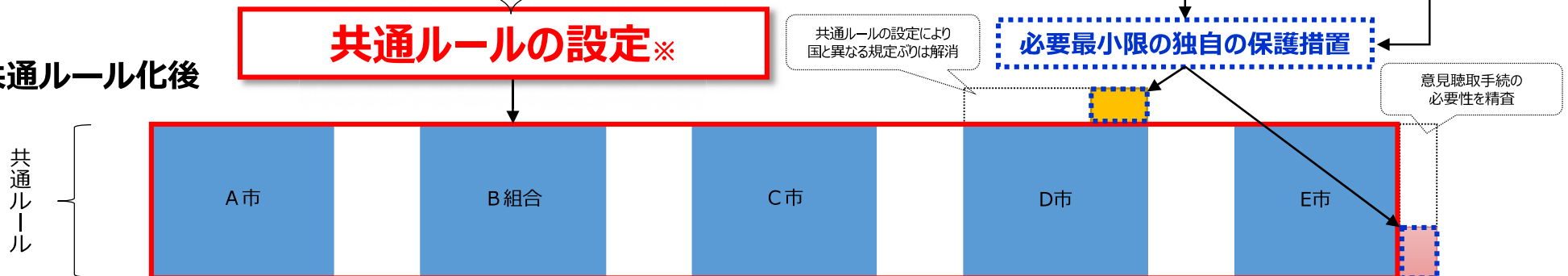
＜改正の方向性＞

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な 全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通） など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

3 容易照合可能性

行政機関個人情報保護法と新法を比較すると、下線部の相違がある。

新法第2条第1項

- 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - 二 個人識別符号が含まれるもの

行政機関個人情報保護法第2条第2項

- 2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - 二 個人識別符号が含まれるもの

図

①情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの	②他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの
	③他の情報との容易な照合により特定の個人を識別することができるもの
	④他の情報との容易ではない照合により特定の個人を識別することができるもの

新法の「個人情報」

行政機関個人情報保護法の「個人情報」

個人情報の範囲が広い分、行政機関個人情報保護法によって保護される個人情報の範囲も広い